

2022年3月13日

日本学術会議シンポジウム
「女性の政治参画をどう進めるか？」

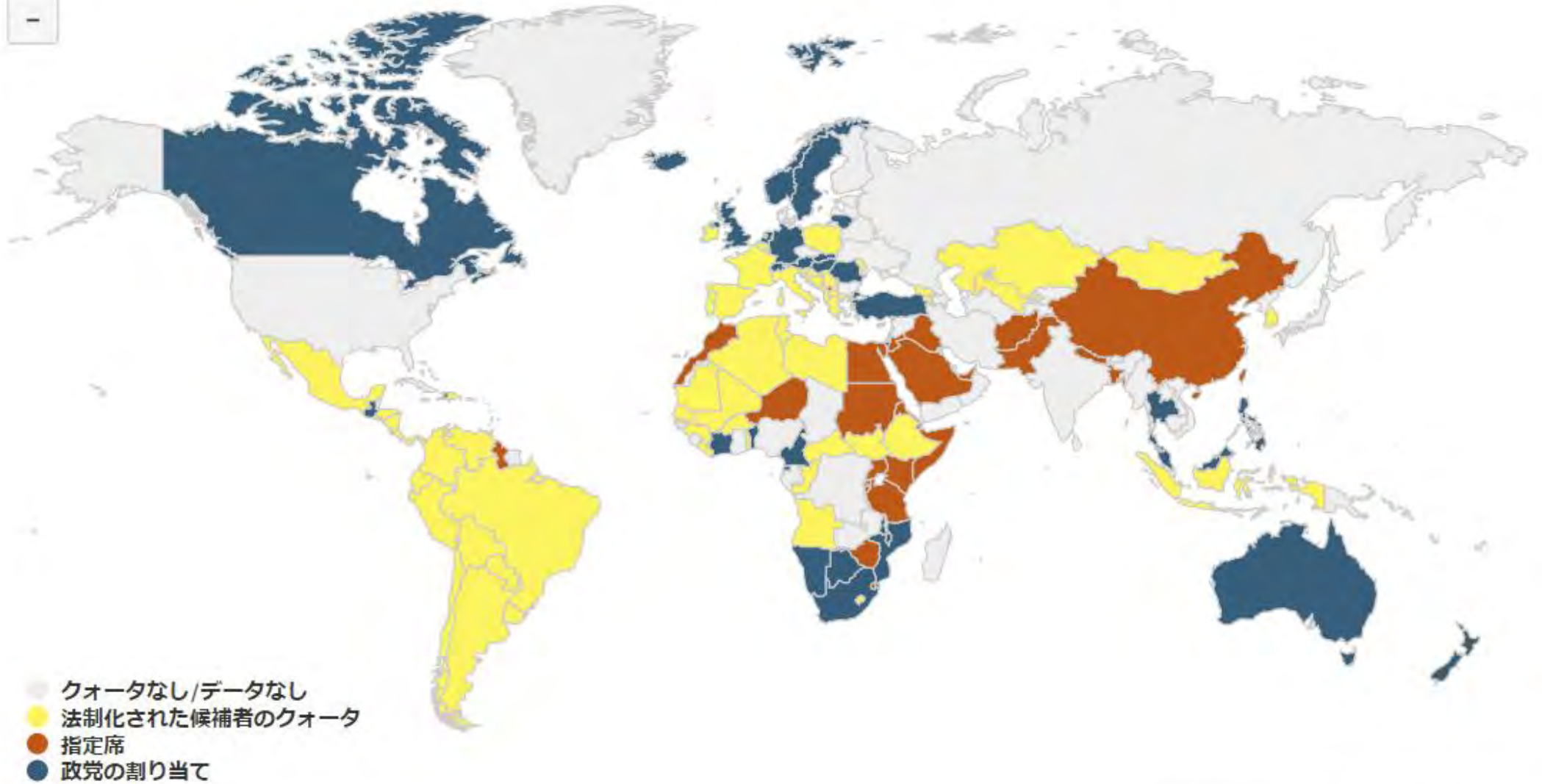
第2部 各国のクォータ事情
——フランスからの示唆

日本学術会議連携会員・東北大学名誉教授

糠塚 康江



世界のジェンダー・クォータ



Highcharts.com © 自然地球からのデータに基づく

クオータ制：候補者の一定割合を女性（ないし男性と女性双方）に**割当てる**
(quota) ポジティブ・アクションの手法

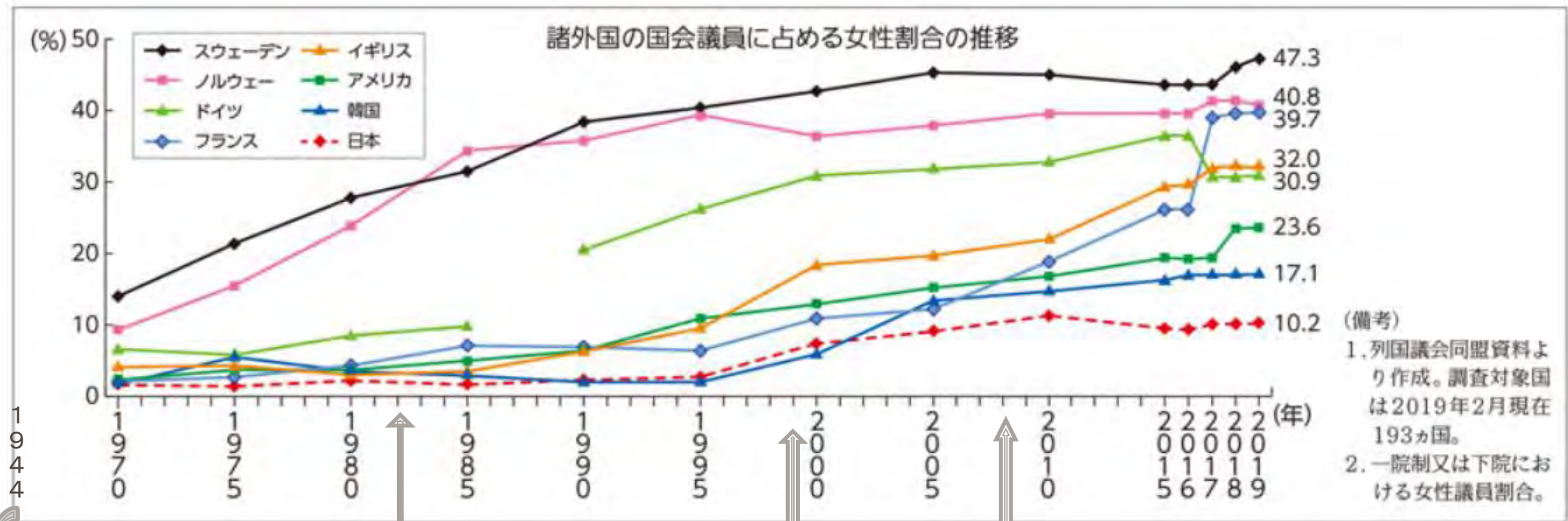
{ 政党の自主的判断によるクオータ制
法的に政党または政治団体に強制されたクオータ制

パリテ：「同等」を意味するラテン語のparitasに由来
(parité) ヨーロッパ評議会が1989年11月6 - 7日に開催した「パリテ民主主義」に関するセミナーを介して、「政治的決定の場における男性と女性の平等な責務の分担」という意義獲得⇒「**女男同数**」

パリテとは、**代表し決定する権力を女性と男性の間で平等に分ち合うという目的**であり、そのための**手立て（＝女男同数制）**である。パリテは正義と民主主義の要請である。（HCE-Guide de la parité, Version 2019, p.11）

1. なぜ「パリテ」なのか
2. パリテの具体化
憲法改正／法律の制定
3. パリテの現在と「これから」





1944

市町村議会議員選挙にクオータ制を導入するアイデア

政治におけるクオータ制違憲判決
 市民という地位に「性」による区分は持ち込めない。

憲法改正

パリティ実施

女性の選挙権獲得

男女共同参画局「共同参画」2019年6月号

人権宣言6条「すべての市民は、法律の前に平等であるから、その能力に従って、かつ、その徳行と才能の以外の差別なしに、等しく、すべての位階、地位および公職に就くことができる。」(←憲法院)

パリテ法以前

	男性議員率	女性議員率
上院	94.7%	5.3%
下院	89.1%	10.9%

HCE - Guide de la parité, Version 2019 , p.19

形式的平等

男女の平等処遇

実質的平等

男女の不平等処遇

パ
リ
テ

1958年憲法3条4項「民事上及び政治上の権利を有する成年男女のフランス国民は、すべて、法律の定める要件にしたがって、選挙人となる。」
⇒「男女の普通選挙制」

1946年憲法前文3項「**法律は**、女性に対して、すべての領域において、男性のそれと平等な諸権利を**保障する**。」
⇒「法律による平等」

パリテ論争：パリテは、「50%クオータ制」ではないのか？

革命期以降の法律が女性を公共空間から排除した結果、歴史的に男性性に刻印（fraternité←frère：「兄弟愛」）された（男性優位＝ジェンダー化された）「抽象的個人」像を、法律によって「女性」に開放することで「脱ジェンダー化」し、普遍主義を完成させるという主張。

政治体を「脱性別化」するために、抽象的個人を「性別化」とするという論理操作を行う。

当初、法律が政治的決定の場を男性だけから構成されるように設定（女性の参政権の否認）していたのに対し、再び**法律の力で変更**し、政治的決定の場が男女半々で構成されるように再設定する。

「**法律による平等**」（1946年憲法前文3項）fraternité⇒parité
初期設定「**男性100：女性0**」を「**男性50：女性50**」に変更する試み



クオータ制違憲判決と同じ理由で、コルシカ議会選挙に関するパリテ条項違憲判決（CC no.98-407 DC du 14 janvier 1999）

政治部門 vs 憲法院



1. なぜ「パリテ」なのか
2. パリテの具体化
憲法改正／法律の制定
3. パリテの現在と「これから」



1999年改正（違憲判決を乗り越える改正）

第3条（国民主権と選挙）に第5項として追加

法律は、選挙によって選出される議員職と公職への女男の平等なアクセスを**促進する（favorise）**。【憲法的価値をもつ目的】

第4条（政党及び政治団体）に第2項として追加

政党は、法律によって定められる条件にもとづき、第3条最終項に規定する原則の実現に貢献する。

⇒他の領域へ「パリテ」を拡大する法律 ⇔ 憲法院違憲判決（2001-445 DC）
司法官職高等評議会候補者名簿に性による区分の導入 政治領域に限定

政治部門 VS 憲法院

法律は、選挙によって選出される議員職と公職への女男の平等なアクセスを促進する (favorise)。

パリテ監視委員会
女男平等高等評議会

パリテの具体化の措置は法律 = **立法者**

二院制
地方自治制度
欧州議会

(女性の権利及び男女の機会均等に関する調査団)

それぞれの選挙制度への適用

フランスの地方制度(ミルフィユ状)

【選挙】

レジオン(地域圏/州)議会
デパルتمان(県)議会
広域連合体議会
コミューン(市町村)

住民

議会議長 = 首長 : 執行部

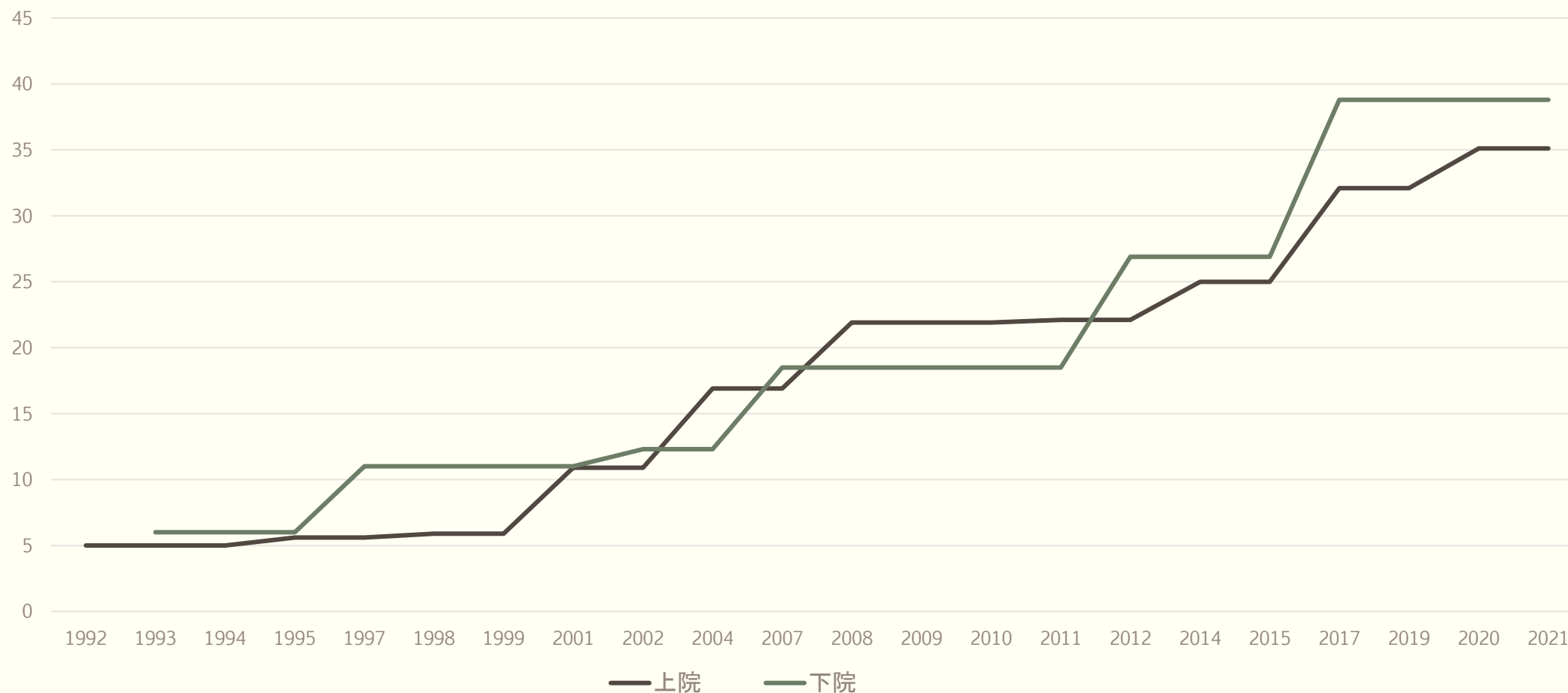
2000年6月6日 パリテ具体化法律（←憲法院合憲判決 CC no.2000-429DC du 30 mai 2000）
以後改正を重ねて・・・

- 拘束名簿式投票制の上院(定数3以上)、欧州議会、州議会、市町村議会（ただし、人口1000人未満の市町村を除く）
女男交互に記載した候補者名簿の作成を義務づけ（条件を満たさない名簿は、選挙管理委員会が不受理）
- 小選挙区単記二回投票制の下院
候補者の一方の性の比率と他方の性の比率の開きが2%を超えたとき、その開きの50%を政党の公的助成金（ただし第Ⅰ部分＝第1回目の投票時の得票数に応じて配分）から減額
減額措置は「公的助成の調整」（憲法院、合憲の判断）
減額率はその後改正で徐々に引き上げられ、2014年8月4日法律（「女性と男性の実質的平等のための法律」）によって、減額率が150%。
- 県議会への女性の進出は遅々として進まなかった。
（要因）①小選挙区単記二回投票制（クオータを推進するのは容易でない）
②伝統的選挙区（カントン）を維持（1871年以来、区割り変更がほとんど行われず、現職議員の強固な地盤として機能）
③男性(女性) 候補者の補充候補者を女性(男性) にすることが義務づけられたが、県議会議員が任期途中で辞任する例はそれほど多くないため、効果は限定的
⇒女男ペア立候補方式：多数代表連記二回投票制（2013年4月17日可決）

1. なぜ「パリテ」なのか
2. パリテの具体化
憲法改正／法律の制定
3. パリテの現在と「これから」



国会議員における女性割合



<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3354428#tableau-figure2>



I. - PARTIS ET GROUPEMENTS POLITIQUES ayant présenté des candidats dans au moins 50 circonscriptions (métropole)	NOMBRE de voix prises en compte	NOMBRE de candidats femmes	NOMBRE de candidats hommes	MONTANT de la modulation parité	RÉPARTITION première fraction de l'aide publique 2018 compte tenu de la loi sur la parité
EN MARCHÉ ! (マクロン新党)	6 152 527	228	220	- €	10 100 657,58 €
LES RÉPUBLICAINS (旧UMP)	3 478 875	182	278	1 787 885,10 €	3 923 414,52 €
FRONT NATIONAL (国民戦線)	2 973 612	279	290	- €	4 881 804,92 €
LA FRANCE INSOUmise (不服従のフランス)	2 438 734	262	285	252 517,99 €	3 751 173,02 €
PARTI SOCIALISTE (社会党)	1 594 942	179	183	- €	2 618 430,28 €
MOUVEMENT DÉMOCRATE	1 120 897	42	43	- €	1 840 186,44 €
EUROPE ÉCOLOGIE LES VERTS	773 738	227	228	- €	1 270 252,47 €
UNION DES DÉMOCRATES, RADICAUX ET LIBÉRAUX	635 204	80	79	- €	1 042 819,98 €
PARTI COMMUNISTE FRANÇAIS	634 340	217	225	- €	1 041 401,55 €
DEBOUT LA FRANCE	247 480	180	188	13 248,59 €	393 041,50 €
RÉGIONS ET PEUPLES SOLIDAIRES	167 838	100	98	- €	275 541,12 €
LUTTE OUVRIÈRE	158 866	276	275	- €	260 811,71 €
PARTI RADICAL DE GAUCHE	121 435	41	40	- €	199 360,91 €
ALLIANCE ÉCOLOGISTE INDÉPENDANTE	97 792	121	192	54 626,67 €	105 919,31 €
LA FRANCE QUI OSE	90 270	74	101	34 297,03 €	113 900,02 €
PARTI ANIMALISTE	63 679	91	56	37 336,56 €	67 205,81 €
Sous-total I	20 750 229	2 579	2781	2 179 911,94	31 885 921,14

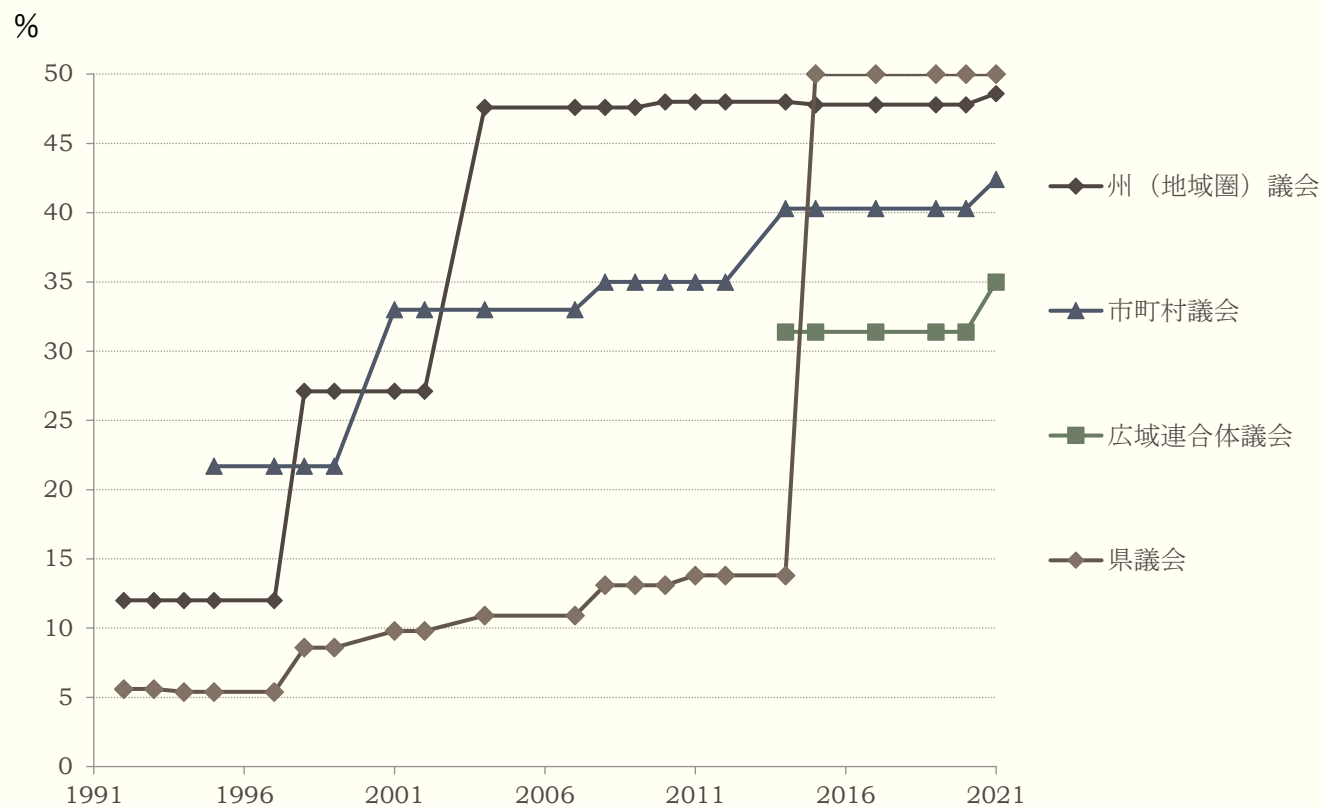
政党助成金の減額措置

Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique

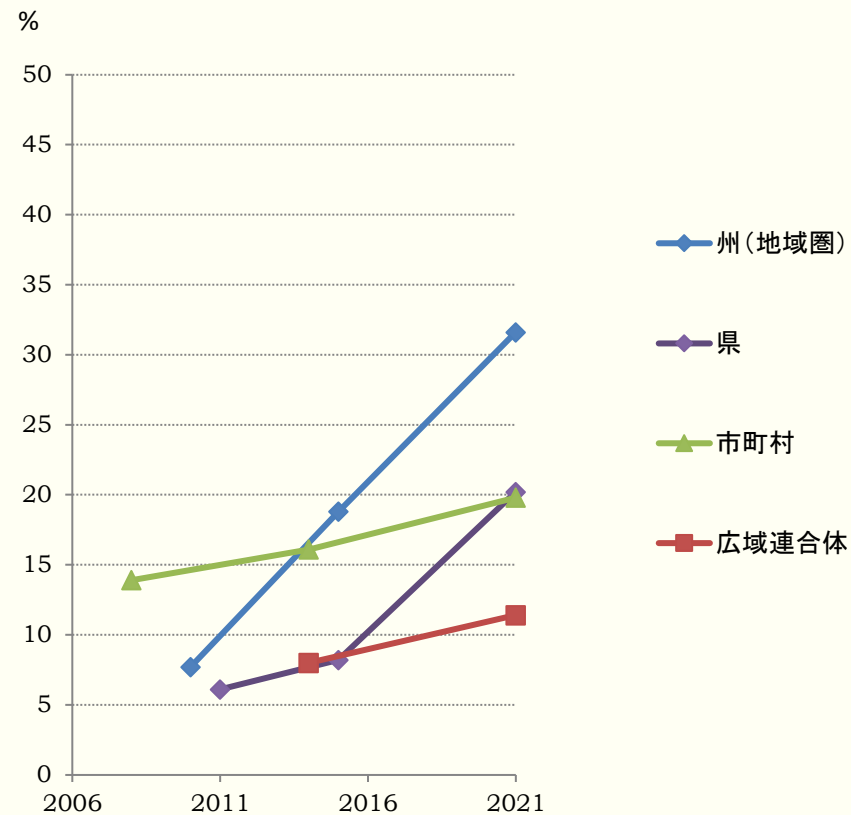
ANNEXE I PARTIS ET GROUPEMENTS POLITIQUES BÉNÉFICIAIRES DE LA PREMIÈRE FRACTION DE L'AIDE PUBLIQUE POUR 2018

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEX000037488432/>

地方議会の女性議員率



女性首長の割合



<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3354428#tableau-figure2>

<https://data.ipu.org/women-ranking?month=1&year=2022>

パリティ法の仕掛け ⇒ 権力の場に量的に女性が存在
適合的選挙制度：女男交互方式拘束名簿による比例代表選挙・ペア選挙
パリティは強制がなければ、自然に生じない。

↓
権力の分有＝対等 ⇔ 質的限界：性の相補性の政治空間での再生？
支配/被支配の解消 定数「1」の壁 女性の「サブ化」
政治の性別分業⇒担当政策・委員長ポスト
予算・財政・経済振興・土地利用開発：男性
ケア・青少年・家族政策：女性

(HCE-VIGILANCE ÉGALITÉ Elections municipales et communautaires de mars 2020)

パリティの適用の拡大 ⇒ 議員職・公職のみならず、市民社会、企業
社会に当てはまる原理：共和国の基本原則

2008年改正（違憲判決を乗り越える改正）

第1条2項

法律は、選挙によって選出される議員職と公職、ならびに職業的および社会的要職に対する女男の平等なアクセスを**促進する**（**favorise**）。【憲法的価値をもつ目的】

⇒ 2011年11月27日法律（改正：2021年12月24日法律:対象企業の拡大）
：取締役・監査役40%クオータ

2012年3月12日法律：公務員上級管理職20%（現在40%）クオータ

（第3条5項が本条〔共和国の基本原則〕に移され、職業的・社会的要職に関する文言が追加された）



女男給与平等法違憲判決（CC no.2006-533 DC du mars 2006）

取締役・監査役、企業委員会、従業員代表、労働審判所・公務員同数組織の候補者名簿についてのクオータ条項を憲法ブロックのすべての平等条項に違反すると判断

憲法改正による棚上げ：男女二元論

形式的平等としての「法の前平等」

「男」「女」の差異⇒女性の排除/男性中心主義

男女非差別原則⇒男女の形式的不平等の解消

法律による平等⇒「男女平等」の実現：実質的平等

ジレンマ

非対称な資源配分＝女性の不利益の可視化⇔男/女の区別

⇔交差によるアイデンティティの複合化

ジェンダー区分の多様化

ジェンダー平等
推進勢力の分断

参考文献

糠塚康江『パリの論理—男女共同参画の技法』（信山社、2005）

糠塚康江『現代代表制と民主主義』第4章（日本評論社、2010）

大山礼子『フランスの政治制度〔改訂版〕』（東信堂、2013）

糠塚康江「平等理念とパリの展開—男女『平等』の意味を問う—」共編著『社会変動と人権の現代的保障』（信山社、2017）

糠塚康江『議会制民主主義の活かし方—未来を選ぶために』（岩波書店、2020）

大山礼子・糠塚康江「政治におけるパリーフランスの挑戦」ジェンダー法政策研究所（GELEPOC）ウェブサイト
<http://www.gelepoc.org>参照

糠塚康江「女性議員比率をめぐる『なぜ』と『いかに』—ジェンダー平等の視点から考える」法学館憲法研究所報24号（2021）



A close-up photograph of a Mimosa pudica branch, characterized by its bright yellow, spherical flower heads and finely divided, green, fern-like leaves. The branch is positioned diagonally across the frame, creating a natural border around the central text. The background is a soft, out-of-focus white, which makes the yellow flowers stand out prominently.

ご清聴
ありがとうございました。